

毎週 月・水・金曜日発行



目次

告 示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 一
- 熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項 (水保病対策課) 一
- 平成十三年度熊本県一般会計補正予算(第五号)の要領 (財政課) 二
- 指定居宅サービス事業所の廃止 (高齢保健福祉課) 四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 (商工政策課) 四
- 土地改良区役員の就任 (農村計画課) 五

告 示

熊本県告示第八百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年十月二十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 施行者の名称 荒尾市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成八年熊本県告示第八十七号荒尾都市計画道路事業
- 三・四 十八号中央野原線

三 事業施行期間 平成八年一月三十一日から平成十五年三月三十一日まで
四 事業地 収用の部分 平成八年熊本県告示第八十七号の事業地 収用の部分の「杉谷地内、」を「杉谷、池浦地内」に改める。

熊本県告示第八百一号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成十三年十月二十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項

熊本県医療事業実施要項(平成八年熊本県告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第十三項中、「三年間」を、「五年間」に改める。
別記第十一号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第4条関係)

医療手帳更新申請書

平成 年 月 日

熊 本 県 知 事 様

申請者 住所

氏名

印

私は現在も四肢末梢部位の感覚障害の症状があり、引き続き療養が必要ですので、次のとおり医療手帳の更新を申請します。

医療手帳の更新を受けるようとする者		住所	〒
氏名	ふりがな	電話	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女
医療手帳番号			

※ 医療手帳の有効期間の満了日からさかのぼって1年以内に療養費の支給を受けていない方は、療養証明書を添付してください。

附 則

- 1 この要項は、平成十四年二月一日から施行する。
- 2 改正後の第三条の規定は、この要項の施行の日(以下「施行日」という。)以後に更新の決定を受ける医療手帳及び保健手帳について適用し、施行日前に更新の決定を受けた医療手帳及び保健手帳については、なお従前の例による。

熊本県告示第八百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定により平成十三年十月十五日付で専決した平成十三年度熊本県一般会計補正予算(第五号)の要領は、次のとおりである。

平成十三年十月二十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

専第 13 号

平成13年度熊本県一般会計補正予算 (第5号)

平成13年度熊本県の一般会計の補正予算 (第5号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 138,617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 816,207,378千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成13年10月15日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税		千円	千円	千円
		263,190,462	55,891	263,246,353
	1 地方交付税	263,190,462	55,891	263,246,353
2 国庫支出金		159,147,552	82,726	159,230,278
	1 国庫負担金	67,345,207	949	67,346,156
	2 国庫補助金	89,471,677	81,777	89,553,454
歳 入	合 計	816,068,761	138,617	816,207,378

歳 出	項 目	補正前の額		補 正 額		計
		千円		千円		
1 衛生費	1 環境衛生費	30,639,148		109,379		30,748,527
			6,366,766		109,379	6,476,145
2 農 林 水産業費	1 畜産業費	97,368,702		29,238		97,397,940
			4,378,938		29,238	4,408,176
歳 出 合 計		816,068,761		138,617		816,207,378

熊本県告示第八百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。
平成十三年十月二十二日
熊本県知事 潮 谷 義 子

【短期入所療養介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
佐々木整形外科 天草郡大矢野町大字中千三百十四番地の一	医療法人社団 葵遙会	平成十三年九月三十日
中山外科医院 本渡市大浜町三十八	中山 要	平成十三年九月三十日
医療法人社団 永芳会 本渡市栄町十二二十三	医療法人社団 永芳会	平成十三年九月三十日
小島内科小児科医院 熊本市帯山五丁目二十五番二十七号	小島 武徳	平成十三年七月二十四日
深井医院 下益城郡松橋町萩尾七百八十八一	深井 一隆	平成十三年四月三十日
財団法人 杏仁会 熊本市渡鹿五丁目一番三十七号	財団法人 杏仁会	平成十三年三月三十一日
医療法人 室原会 熊本市国府一丁目十一番九号	医療法人 室原会	平成十三年一月三十一日

公 告

熊本県公告第七百十八号

大規模小売店舗立地法平成十年法律第九十一号（第八条第七項の規定による届出があったので、同法第八条第八項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハンズマン画図店

二 変更しようとする事項
熊本市画図町大字重富字外無田一〇一四一―ほか

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 九、〇四六平方メートル
変更後 五、八二五平方メートル

2 駐車場の収容台数
変更前 七五六台
変更後 四〇六台

3 駐輪場の収容台数
変更前 四〇台
変更後 六〇台

4 荷さばき施設の面積
変更前 一〇一平方メートル
変更後 七四平方メートル

三 届出年月日
平成十三年十月九日

四 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成十三年十月二十二日から平成十四年二月二十一日まで

熊本県公告第七百十九号

球磨郡上村上村土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。
平成十三年十月二十二日

熊本県知事 潮谷 義子

就任

役職名	氏名	住	所
理事	角田 敏道	球磨郡上村大字上二五〇番地	

平成十三年十月二十二日
熊本印刷所
發行
二百冊

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六―二八六―三三二
熊本印刷所



古紙配合率100%